

平成21年度 砂防土砂災害防止に関する

絵画・ポスター・作文コンクールで受賞

国土交通省および滋賀県による平成21年度砂防土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文コンクールのポスター部門で、桜谷小学校6年生の奥野智絵さんが、国土交通省砂防部長賞を受賞されました。

3月9日には役場特別室で賞状の伝達式が行われました。



▲役場特別室で町長から賞状が伝達されました



▲奥野さんの受賞作品

奥野さんは、土砂災害の恐ろしさを、本などを見ながら想像して描かれたそうです。

またこのコンクールでは、桜谷小学校6年生の山田良哉さん、奥村愛美さんが佳作入賞されました。受賞おめでとうございます。

町税の滋賀県との共同徴収を実施します

滋賀県と県内の市町は、税の公平性確保と滞納額の縮減のため、滋賀地方税滞納整理機構を設立し、地方税の収納体制を強化しています。

日野町では、4月から半年間、滋賀県滞納整理特別対策室から県職員の派遣を受け、町職員と県職員が共同して滞納整理に取り組みます。

納付すべき町税を、納付せず放置された場合は、財産（預貯金、給料、不動産等）を調査のうえ、差し押さえ等の滞納処分を行います。

納め忘れがないかよくお確かめいただき、すみやかに納付してください。

◆税務課 収納担当

☎526570 有線 55093

平成22年度

軽自動車税の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障がいがある方が所有する軽自動車（原動機付自転車含む）は、申請により軽自動車税が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行ってください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」（税務課より送付）の提出により継続して減免されます。

詳細につきましては、事前に税務課までお問い合わせください。

申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③自動車検査証（4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障がい者本人であること）

④印鑑（認印可）

⑤決定通知書・納付書（4月中旬に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。）

⑥軽自動車税減免申請書

⑦生計同一・常時介護証明書

※⑦については、身体障がい者等本人以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑥の軽自動車税減免申請書および⑦の生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布します。

受付期限

決定通知書到着後から4月23日（金）まで（納期限7日前）

※土日および郵送等による申請のほか、受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当
☎526570 有線 55093